

## Ⅱ 支援体制について

### (1) 支援内容

#### ○安全な生活を確保するための支援(相談したい・逃げたい)

##### 相 談

#### 1 こども家庭相談センター

DV被害者を含めた女性に関するさまざまな悩みに対し、電話・来所相談等を行っています。

- (1) 中央こども家庭相談センターは、平日20時まで夜間相談に対応。
- (2) DV被害者などの精神的ケアが必要な場合は、心理担当職員が心理判定員や医師と連携を図り、心理学的、医学的診断や指導を実施。
- (3) 相談者の社会的、経済的自立に必要な情報提供や関係機関との連携調整など被害者の個別の状況に応じた自立支援を実施。
- (4) DV被害者の安全確保のため必要と判断される場合は、保護命令手続きの支援や裁判所への書面提出の実施。
- (5) こどもや妊産婦、障害者にも対応できるよう庁舎のバリアフリー化。また、日本語の使えない外国人の相談者に対しては必要に応じて通訳者を確保。

#### 2 女性センター

女性相談員が、DVを含めた女性のあらゆる問題や悩みについて、電話・面接相談に応じるとともに、法律的な相談が必要な場合には、女性弁護士による相談を行っています。また、相談時には託児も利用することができます。

#### 3 警察

警察では、「警察総合相談電話」を設けて、被害者の相談に応じています。被害者の意思を踏まえ、検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置・援助を行います。

#### 4 市町村相談窓口等

最寄りの市町村、福祉事務所、法務局等の人権相談窓口、女性相談窓口において相談に応じています。また、保健所では種々の健康相談や精神保健相談等を行っています。

##### 保 護

配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者及び同伴児童の一時保護を行っており、緊急性の高い一時保護に24時間対応するため、女性指導員を夜間及び土日祝日に配置しています。

#### (1) 一時保護の実施

一時保護の期間中は、被害者及び同伴児童の個別の処遇方針を立て、必要に応じ関係機関との連絡調整を行い、心身回復や自立に向けた援助を実施。

#### (2) 一時保護所の安全・保護体制の整備

- ・施設をバリアフリー化（エレベーターやスロープの設置、浴室の手すり設置等）し、障害者、高齢者に対応。
- ・加害者からの安全を確保するため、内部からの開閉扉、監視カメラ、非常ベルの設置など設備面の整備と、警備員を配置。

#### (3) 被害者と同伴するこどもの心理的ケアの実施

心理担当職員が心理判定員や医師と連携し、被害者の精神的ケアが必要な場合に心理学的、医学的診断と指導を実施。また、同伴児童については児童相談部門と連携するとともに、心理的ケアに配慮した短時間学習を実施。

#### (4) 一時保護施設の確保

被害者の心身の状況や、同伴児童の有無、危険状況に適切に対応するため、県内の社会福祉施設と一時保護委託契約を結び、保護を実施。

#### (5) 配偶者暴力相談支援センター職員による関係機関への同行支援

被害者や同伴児童の通院や就職活動、地方裁判所へ出向く際に、安全確保のため職員が同行。

#### (6) DV被害者支援員の設置

DV被害者支援員を設置し、被害者の退所後も、福祉事務所等と連携して自立支援を実施。

### 保護命令

地方裁判所は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対し保護命令を発します。

保護命令には、(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つがあります。

また、現在の危険を取り除くため、民事保全法に基づき、加害者に対し、面談禁止、架電禁止などの仮処分を命ずることができます。

## ○法的手続きを進めるための支援(別れたい)

### 法律相談

#### 1 弁護士会

奈良弁護士会では無料・有料の法律相談を受け付けています。

弁護士は、被害の相談、法的な解決法のアドバイス、相手方との交渉、民事や離婚調停に関する

る手続や裁判手続等を被害者の代理人として行います。

## 2 法テラス（日本司法支援センター）

全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」に基づき設立されました。

### (1) 情報提供

紛争解決に役立つ法制度を紹介。

法律サービスを提供する関係機関等の情報を集約し、無料で提供。

### (2) 民事法律扶助

裁判代理援助費用や書類作成費用の立替えや、弁護士・司法書士の紹介。（所得制限有り）

### (3) 司法過疎対策

弁護士や司法書士等がない地域で、法テラスのスタッフ弁護士が適切な料金で法律サービスを提供。

### (4) 犯罪被害者支援

犯罪の被害にあった方やその家族に対する情報提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士や支援団体等を紹介。

### (5) 国選弁護関係業務

刑事裁判（被告人と重大事件における被疑者）で、お金がなくて弁護人を頼めない場合に、裁判所からの要請に応じて国選弁護人の候補を通知し、国選弁護人を確保するなどの業務を実施。

## 離婚手続き

加害者が協議離婚に応じない場合、調停離婚、審判離婚、判決離婚、認諾離婚、和解離婚などの裁判所の手続により離婚をすることができます。

## ○自立生活促進のため支援（自立したい）

### 社会福祉制度の利用

福祉事務所は、DV防止法第8条の3により「生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められており、以下のDVに関連した業務を行っています。

#### (1) 生活保護の相談及び実施

生活保護法の規定により、被害者が加害者と離れて生活する場合に、相談に応じるとともに、調査の結果、最低限度の生活を維持することができないと判断される場合には、同法に基づく生活保護を実施。

#### (2) 児童及び妊産婦の福祉に関する相談

児童福祉法第18条の2の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について相談に応

じ、必要な調査の実施。

(3) 母子生活支援施設における保護

児童福祉法第23条の規定により、母子生活支援施設への保護の実施ならびに必要な連絡及び調整の実施。

(4) 就業についての相談

母子及び寡婦福祉法の規定により、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談の実施。

(5) 児童扶養手当の支給

児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給。

## 住宅支援

県営住宅への入居については母子家庭枠に準じた優先入居を実施しています。

また、単身のDV被害者については県営住宅への単身入居が可能となり、二次的被害の防止のため、県営住宅の入居者資格における居住地要件にも配慮することとします。

## 就業支援

### 1 母子家庭等就業・自立支援センター(母子・スマイルセンター)

(1) DV被害者の就業支援

子どものいるDV被害者に対して、就業相談や就業情報の提供、就業準備から資格取得のための講習会を実施。

また、被害者から要請がある場合は、配偶者暴力相談支援センターへ就業支援員が出向き、被害者の状況に応じた就業相談を実施。

(2) 母子自立支援プログラム策定事業

被害者が児童扶養手当受給者となった場合、母子家庭等就業・自立支援センターに設置する母子自立支援プログラム策定員が個々の状況に応じ、ハローワーク等と連携したきめ細かな助言や指導により、就労を支援。

### 2 女性センター

女性が働くための情報提供や様々な相談に応じる「働く女性支援相談」を行っています。また、相談時には託児も利用することができます。

### 3 しごとiセンター

奈良しごとiセンター、高田しごとiセンターで求人情報の検索、相談、情報提供や講習会の開催、内職紹介を実施しています。

### 4 ハローワーク(公共職業安定所)、マザーズサロン等

ハローワークは、職業相談・職業紹介を行う公的機関として、全国に設置されています。

また、子育てをしながらの求職活動をサポートするため、マザーズサロンがハローワーク奈良に、マザーズコーナーがハローワーク大和高田に開設されており、キッズコーナーの設置や、予約制の相談を実施しています。

### 経済的な支援

一時保護所において保護されている場合は、生活に必要な物品等の現物給付や、医療については無料低額医療機関の利用等の支援を行っています。

一時保護所の退所後については、生活保護、母子福祉資金、児童扶養手当、児童手当等の活用等の情報提供や関係機関との連携、調整を行います。